

令和2年度安曇野市教育委員会3月定例会会議録

日 時：令和3年3月25日（木）午後1時30分

場 所：安曇野市役所3階「会議室301」

<出席者>

教育委員：教育長 橋渡勝也、教育長職務代理者 唐木博夫、教育委員 須澤真広、
教育委員 横内理恵子、教育委員 二村美智子
事務局：教育部長 平林洋一、学校教育課長 沖雅彦、生涯学習課長 臼井隆昭、
文化課長 山下泰永、学校給食センター長 小笠原正明、
文化課課長補佐兼博物館係長兼準備室長 財津達弥
書 記：学校教育課長補佐兼教育総務係長 太田雅史、学校教育課教育総務係 岩原遼子
傍聴者：報道 1名、傍聴人 1名

◎開 会

教育部長 定刻になりましたので、ただいまから安曇野市教育委員会令和3年3月定例会を開会いたします。

◎教育長あいさつ

教育部長 橋渡教育長からご挨拶をお願いいたします。

教育長 3月定例会の開会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

本年度も残すところ僅かとなりました。この1年、新型コロナウイルスに翻弄されたという言葉が当てはまる日々でありました。そんな中ではございますけれども、安曇野市立小・中学校では、過日卒業式が滞りなく執り行われました。改めまして、皆様方には、ご支援に心から感謝と御礼を申し上げます。

さて、このような行き先不透明な時代に、心を一つに教育に打ち込み、希望を感じさせる子どもたちと教職員の話を少しさせていただきます。

本年度50周年の節目を迎えました豊科北小学校は、記念式典こそ来年度に延期となりましたが、明るい未来を築くために、挑戦の宝を輝かせようと取り組んでおります。これらの活動の根底には、持続可能な社会を築く担い手となる教育を学校の方針としていることがあります。

3月の新聞記事を過日お配りいたしましたけれども、その中にも幾つか取り上げられています。5年生がSDGsのカードゲームを通じて、よりよい未来をつくるためにどうしたらいいのか、楽しみながら知恵を絞り、SDGsの理念を体験しました。また、6年生の有志が、アフガニスタンの子どもたちにランドセルを贈るための輸送費捻出のため、書き損じはがきを集める活動が紹介されました。これを受けて、地域から協力の輪が生まれ、予想を大きく上回る書き損じはがきが集まり、3学期の終業式の後にランドセルを発送するとの報道もありました。また、総合学習で地下水のことを学び、ワサビの栽培を通して水の大切さを改めて感じ、水を大切にしたいと考えている子どもたちの報道もありました。このように、世界的な視野を持って足元から地道な活動をしている児童の姿に、私どもが目指すたくましい安曇野の子どもが確実に育っていることを感じます。

もう一つ、私が注目するのは、そのきっかけをつくり、活動を支えている図書館司書の存在です。私は、昨日豊科図書館に出向いてお聞きしたところ、北小からは2月にも数ページに及ぶ調べ学習用の本のリクエストが届き、貸し出したというお話がありました。たくさんの図書を紹介するだけでなく、読み聞かせもしてくださっていたのです。私もその本の一部をお借りしてまいりました。『世界がぐっと近くなるSDGsとボクラをつなぐ本』、こんな本でございますけれども、あるいは『世界を変えるSDGs』と、それから『ランドセルは海を越えて』という本でございます。これは今年4年生が使っている国語の教科書にも掲載されているものでございます。

また、同じ著者の本で、『7年目のランドセル ランドセルは海を越えて、アフガニスタンで始まる新学期』という、本を図書館司書が読み聞かせをして、子どもたちが自分たちもこの活動に参加したいということで、活動が始まったきっかけになった本もございます。私も改めて大人として読んでみましても、本当に目が開かれる、そして世界のことが身近に感じられる、そんな内容であることを実感しております。

このような豊科北小学校の取組は、昨今、とかく何もできないことをコロナのせいにしてしまう風潮がある中で、できることは幾らでもあるということを感じさせてくれました。新年度も安曇野の子どもたち、そして先生方には、希望と勇気を失うことなく、いろんなこと

に挑戦する年になってほしいなど、そんな期待を膨らませているところでございます。

今日は今年度最後の定例会ということでございまして、市の職員の退職、異動等の発表もございました。この定例会で大変お世話になりました臼井隆昭生涯学習課長、本年度末をもって退職ということでございます。大変お世話になりました。また、太田課長補佐ほか、異動者につきましては、後ほど改めてご紹介をさせていただきます。

では、本日もご審議よろしく願いいたします。

◎発議による非公開案件の決定について

教育長 それでは、本日の会議事項における公開、非公開についてお諮りいたします。

教育委員会の会議については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項において、教育委員会の会議は公開することとされています。ただし、人事に関する事件、その他の事件について、教育長または委員の発議により、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができると規定されています。

本日の協議議案、報告事項のうち、安曇野市情報公開条例第7条第2号個人に関する情報で、特定の個人が識別され、または識別され得るもので、個人情報の保護に該当する案件として、報告第5号 令和2年度児童生徒の指定校変更及び区域外就学者について及び報告第6号 教育長報告の2件を非公開とするよう発議いたします。

このことに対して、委員からご発言はありますでしょうか。

(発言する者なし)

教育長 ないようですので、議決に移ります。

ただいま申し上げました報告2件につきまして、非公開とすることに賛成する方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

教育長 ありがとうございます。

3分の2以上の挙手がありましたので、本件は議決されました。

本日の会議において非公開とする案件は、報告第5号及び報告第6号の計2件といたします。

会議事項の順番につきましては、議案第1号から議案第9号、報告第1号から第4号とし、これを公開することとします。以後、会議を非公開とし、報告第5号、報告第6号を扱いま

す。

なお、議案第9号における共催・後援依頼に関わる申請書は、個人または法人に係る情報が記載されているため、非公開といたします。

次に、会議録についてであります。事務局から令和3年2月定例会の会議録の校正確認をお願いしてございます。発言の趣旨や字句などで修正すべきところがありましたら、事務局にお申出をいただきますようお願いいたします。

◎議案第1号 安曇野市学校施設長寿命化計画（個別計画）の改訂について

教育長 それでは、協議事項に入ります。

教育部長 個別案件につきましては、所管する担当課長または担当職員から説明をさせますので、よろしく願いいたします。

教育長 それでは、議案第1号 安曇野市学校施設長寿命化計画（個別計画）の改訂についてを議題とします。担当より説明をお願いします。

学校教育課長 「安曇野市学校施設長寿命化計画（個別計画）の改訂について」資料により説明。

教育長 学校教育課より説明がございました。

ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

唐木委員 お願いいたします。

今回の工事名の変更にも関わってくるのですが、この計画が今後、年度目標というのはあまりよく明示されていなくて、20年とか30年とかそういうスパンの中での計画になっていくわけなんです。その中で特に老朽化が大変進んでいる学校とか、使い勝手が非常に悪い学校があるわけなんですけれども、そのような学校を、要するに教育環境の確保と考えたときに、私たち市民としてはどの程度のことを想定していったらいいのか。例えば、改築の必要があるというふうに言われているんですけれども、ではその改築というのがどのくらい待たばいいのか、またはそこで学んでいく、今現在もそこで学んでいる子どもたちというのは、教育環境下でいけばかなり格差があるんですね。大変恵まれている学校もあれば、大変ちょっと気の毒だなという学校もあるわけです。その辺についてはどう考えて対応するのか。

学校教育課長 先ほどの25ページからの表を見ていただきますと、ご指摘のとおり、いつやるのかという部分はここでは分かりません。優先順位ということで、グループ1の学校が特に

築年数が古いということで、右側に優先順位がございましたけれども、今後やはり予算、財政規模が厳しい中で借金をしながらやっていくのですが、有利な起債を借りながらということで、予算と相談しながら計画を組んでいくようなことになっております。かといって、やはり有利ですから、できるだけ早くやりたいという思いは教育委員会としてはございます。具体的には、現在三郷小学校について長寿命化計画、令和3年度から調査・設計に入りまして、今後5年くらいかけてこの長寿命化、大規模改造を行っていくという実施計画を組んでございますが、その他の学校については、現在のところまだ具体的なプランが定まっております。そのような状況でございます。

唐木委員 続けて、では、お願いいたします。

財政とかその他については、細かなことは全く素人で分からないわけなんですけど、例えば今もし穂高南小学校の改築ということであれば、すぐ10億か20億かけるお金の範囲だったかと思うんですけども、例えばそういうことが必要だということが分かっていたら、例えば年間幾ら、何がしかの何億かずつを積み立てていって、改築基金にするというようなことを素人というのはすぐ考えるわけなんですけども、そういうような手段というのはなかなか難しいんでしょうか。

教育部長 少し教育部全般にわたりますので、私のほうからお答えをさせていただければと思います。

沖課長が申し上げた財政上の困難さということは、何も昨今始まったわけではございませんで、学校教育施設等、我々が所管している社会教育施設、体育館とかそういうものがございます。私の経験上からだと、やはり学校教育施設を優先して、社会教育施設を後回しにしてきたという経過はあります。例えば三郷の社会体育館、三郷中学校のグラウンドの東にあるものです。そういったものを今後どうしていくか、これは取りも直さず中学校の部活でよく使っている施設でございます。また、堀金の総合体育館は築後30年以上経過しておりまして、これらについても抜本的な老朽化対策が必要になっていて、様々な箱物に対する維持管理費というものの増大が非常に財政を圧迫しているという事実がございます。

市におきましては、公共施設整備基金という特定目的基金を設置いたしまして積み立てはしておりますけれども、なかなか予算枠自体にいわゆるシーリング制が昨今設けられてきております。その中で、教育委員会としての優先順位づけをしてから予算要求をしてほしいということが、これはもういわゆる庁議の中で決定がされていて、そういったルールに従った予算要求をしていかざるを得ないという状況がございます。

長寿命化計画につきましては、こういったものを策定しないと国自体が補助金を出さないとか、出す順位を下げるといふふうに言ってきたものですから、それに対応するべく策定をさせていただいたものでございまして、この後、社会教育施設の長寿命化計画が近々上がってはいます。またそれも教育委員会のほうにお示しをさせていただく中でご議論をいただくことになるかと思えますけれども、いわゆる教育施設全般を見渡す中で改修計画を立てていかなくちゃいけない、一方で総量を規制していく、取壊し等、廃止等はしていく必要があるということにも同時に関連をしております。いろいろ取り留めのない言い方で申し訳ないんですけども、一つ教育委員会としてしっかり優先順位をつけて、そして財政的な担保を得てということになりますので、なかなか学校施設の長期的な展望というんですか、年次というのは、今現在では持つことが難しいということは申し上げざるを得ないかなというふうに思っております。

お答えになっていたかどうか分かりませんが、以上でございます。

唐木委員 では、続けてお願いいたします。

ここから先は個人的な要望というような形になっていくわけなんですけど、確かにこれは、長寿命化計画というのは、今現存する小・中学校をそのままの形で持続させていくということが根底にあるのかなということを感じるわけなんですけど、それで先般安曇野市の小・中学校の将来構想というような形で、少し近い将来を構想したわけなんですけれども、長い数十年というスパンの中で、例えばこれは以前申し上げたことなんですけれども、穂高南小学校がすぐにもう改築しなきゃいけないということになれば、穂高南小学校と穂高幼稚園とを同一敷地の中に造り、そこで幼小、それから中学の連携、幼小連携教育みたいな新しい教育の形態というものも大胆に発想する中で考えていくべきじゃないかなと、現在あるからそれをそのまま30年後、40年後まで続ける、または50年後まで続けるということも、それも一つの手であるし、もう組織編制をしてしまう、学校というものと幼稚園とか、そういうようなものももう変えていくんだというような考えもやっぱり持ってもいいんじゃないかなという気がするんです。そうすればどこから新しい補助金みたいなものも出るかもしれないし、市民にも安曇野市の新しい教育の一つとして大変強くアピールできるものもあるんじゃないかなという気がいたします。古くなったから改築するんだというだけでないものが欲しいなという思いを、こういう計画を見ると強く思います。

最後のところは私の私的な考えでありますけれども、発言させていただきました。

以上です。

教育長 では、ご意見としてお伺いしておきます。

他にございますでしょうか。

(発言する者なし)

教育長 では、この件については、異議なしということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 議案第1号 安曇野市学校施設長寿命化計画(個別計画)の改訂については承認されました。

◎議案第2号 G I G Aスクール用パソコンの利用に関するルールについて

教育長 次に、議案第2号 G I G Aスクール用パソコンの利用に関するルールについてを議題とします。担当より説明をお願いします。

学校教育課長 「G I G Aスクール用パソコンの利用に関するルールについて」資料より説明

教育長 学校教育課より説明がありました。この件についてのご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。

唐木委員 お願いいたします。

最初に質問でありますけれども、こういうような形で非常にたくさんのパソコンが一どきに全国一斉に導入され、教育方法がこんなにも大きく変更されるというのは、多分これまでの日本の教育史上の中ではなかったことではないかなというふうに思っております。それで、今回4月から使わなくてはいけないということで、こういうルールを定めていただいたわけですが、きっと初めてのケースでありますので想定外なこととか、それからさらに検討を加えること等も出てくると思うんですが、この取扱いの規定についてどんなふうに見直しとか改定をしていくという目途を持っているか、計画を持っているか、まずお聞きしたいと思います。

学校教育課長 やはりご指摘のとおり、初めての取組でございますので、いろいろな課題が出てくることは想定されます。したがって、このICT教育推進委員会、また新年度から配置しますICT支援員などと連携をする中で、必要が生じた時点でこういったルールにつきましては改定をしていく予定でございます。ちょっと時期的なところは今のところはっきりしたことは申し上げられませんが、できれば年度の初め、そういった運用の面ではしっかりと見直しをしていかなきゃいけないというふうに考えております。

唐木委員 続けてお願いいたします。

改定を続けていくということですので、是非その辺、お願いをしたいなと思うわけなんです。ということは、これから少し希望を述べたいと思いますけれども、導入されたからにはやっぱり児童・生徒の学習活動に積極的に生かされていかなくちゃいけないし、力をつけていくこと、それから教職員の管理上の負担部分も軽減をしていくようなことも含めながら改定を進めていってほしいんですが、今回の内容を見ていくと、実は幾つかのことが一つのプリントの中にてんこ盛りになっている部分があるんじゃないかなという気も、印象を持ちました。例えば、GIGAスクール用のパソコンを使用とか運用するためのルールのこととか、それからそこに関わってくる情報をどんなふうに扱わなくちゃいけないとか、どこに情報を蓄えちゃいけないとか、そんなような例えばパスワードを管理することとか、いろんなハード上のこと、それからソフト上のことがかなり混然として入っているんじゃないかなということで、児童・生徒にとってはかなり分かりにくい部分があるんじゃないかなという印象を持ちました。

それで、あともう一つ、こういうメディアの扱い方も全部を含めてなんですが、今年度、去年の中学生議会で指摘されたように、そういう情報メディアをどんなふうに健全に扱っていくかというそういう大きなくくりの中に、やっぱりこのGIGAスクール用のパソコンの使い方も含まれるべきじゃないかなという部分もありますよね。30分ぐらいで少し休憩を取りましょうとか、それからパスワードは人に教えないようにしましょうとか、そんなものも入っております。是非昨年度のところで中学生等も含めて、いわゆる情報メディアの使用上のルールも決めていこうということが方向性であるわけですので、そこのところも含めて来年度検討を進めてもらいたいなというふうに思います。

とにかくいろんな形で大きな波が押し寄せてきておりますから、やっぱりかなり翻弄される部分は当然ありますし、逆に言えば、全国同じような状況ですから、全国のいろんないい情報も入ってくるのではないかなと思いますので、ルールを決めたらそのルールを是非来年1年通して見直していただいて、そしていいものにしていってほしいなというふうに思います。少なくとも管理上のルールとそれから使用上のルールというのは、これは分けて書いていかないと混乱するのかなと、教職員のほうも混乱するのかなという印象を持ちましたので、是非決めたからということではなくて、常に見直しをしていっていただきたいなということを思いました。

学校教育課長 大変貴重なご指摘をいただきました。やはり短期間、3回の協議で、それぞれ

メンバーもこういったパソコンに詳しい先生方をメンバーに据えて協議を進めてまいりましたので、それなりの内容が入っていると思いますし、また、他の自治体の例も参考にしながら作成をしましたが、やはり今仰せのとおり、もう少し整理をしなきゃいけない部分があるかと思しますので、今後そんな形を含め、検討してまいりたいというふうに考えます。

教育長 他のところでございましたらお願いします。

須澤委員 3ページの8番について、私の意見でございますが、持ち帰る場合はとありますが、全体的に注意事項ばかりですが、学校としてICT教育推進委員会に所属された先生が、家庭へ持ち帰る場合についてのご意見をお出しになったと思うんですが、私としては、むしろ持ち帰って学校とのいわゆる相互の連絡ができるように、日頃からやってほしいなと思うんです。と申しますのは、昨年家庭での学習に新型コロナの関係で大分期間を取って移行してましたので、昨年は学校へ来てプリントを持って帰るといったような学習体制でしたけれども、今度はこれがありますので、そんな場合にはこのChromebookの活用が十分にできるように日頃においてそれを実施しておいてほしい、習熟とまではできないと思うんですけれども、また物理的なプリントも必要でしょうけれども、そのみでなく、Chromebook利用の学習、この体制も是非やってほしいなと思うんです。そんなことをICT教育推進委員会において是非ご提案をしていただけたらと、そんなふうに思います。

学校教育課長 貴重なご意見ありがとうございます。持ち帰っての相互で連絡が取れるような仕組み、体制をとということでございます。これにつきましても、やはり各家庭でのパソコン環境の課題も出てまいりますが、先進の自治体等の例も参考にしながらもう少し検討を進めたいと思います。ありがとうございます。

教育長 他のところでご意見があれば。

二村委員 お願いします。

質問も含めて少しご意見をお伝えしたいと思います。

パソコンがいろんな段階を踏んで、ノートや鉛筆のような学習をする上で便利な道具として学習ツールの一つになっていくんだなと思いますが、以前、総合教育会議において携帯・スマホの利用についてお話があった際に、親子一緒にルールを決めてということが最初に出ました。今回のパソコンについても保護者には関心を持っていただいて、家庭でのルールを親子で話し合う時間を持ってほしいなと思います。

家庭用、保護者向けのパソコン使用に関するお願いというところがありますが、平仮名を振って低学年の子どもも中学生も一緒に読んで、ルールを守ろうという気持ちを共有してい

ただくためにも、保護者向けというか家庭用ということで、そんな仕様になればいいなと思います。中でも健康管理、先ほど電磁場のでも出ましたが、正しい姿勢であるとか目を休めることとか時間帯を決めるなど、注意を促すことも含まれていけばなと思いました。その中で、市が一人一人に貸与する、貸すということになってはいますが、使用上の注意を読んでもらうという、同意書の作成の検討はありますでしょうか。

また、この児童・生徒用のほうなんですけど、あやしいサイトという表現があったんですけども、そのあやしいサイトという表現は、どういうことなのかということが分からないという子どもたちもいるかなと思うんですけども、学習以外では使わないとか、ルールを守れない場合は返却、返す使用制限を持たせるとか、インターネットの接続記録が残りますよというような注意を促すとか、いろんな表現の仕方があるかなと思うんですけども、あと、落とす、濡らす、壊すとありましたけれども、紛失であるとか盗難にも気をつけてほしいということも含まれてくるのかなと思いますが、この故障や破損をした場合の保険というようなものには入るのでしょうか。

あと、家庭に持ち帰る学習が必要であるという先生方のご意見もあったと、先ほどありましたけれども、持ち帰りについて、長期休業中への対応はこれからかもしれないんですけども、そういう場面も出てくる可能性があるかと思うので、その場合には保護者向けのお知らせであるとか、連絡をパソコン利用するということは考えているのでしょうか。

すみません、以上ですけれども、ちょっとお聞きしたいなと。お願いします。

学校教育課長 まず、8ページの保護者向けという表記につきましては、ご指摘のとおり、子どもさんと一緒に親御さんが理解を深めるということであれば、やはり家庭用という表記がいいのではないかとこの部分もございしますが、少しこれについても委員会でもまた上げさせていただきたいというふうに思います。

それから、貸出しにおける同意書の作成について、ちょっとその辺を今日担当課長が不在でございまして、確認ができませんので、確認をさせていただきます。

それから、あやしいサイトという表記につきましても、もう少し分かりやすく、子どもたちに分かりやすいような書き方を検討させていただきます。

それから、盗難の表記についても、これは必要なことかと思しますので、これも記載をしていく方向で考えたいと思います。

すみません、保険について、これについてもちょっとまた調べさせていただきます。

それから、長期休業中になった場合にこのパソコンを利用してということでございます。緊急連絡についてはオクレンジャー等での対応も可能ですが、そうではなくて、さらに学習のやり取りというような部分で、それについても先ほども申し上げたとおり、須澤委員のほうとも絡みまして検討したいというふうに考えます。

学校教育課教育指導室長 ただいまの課長の説明に加えまして、少し指導室の立場からここでお話をさせていただきます。

保護者向けにおきましては、新年度より1人1台端末が整備され、学習ツールとして利用を開始しますという通知のほうは既に出させていただいておりまして、準備が整った学校、学年から活用を始めていきますという、そんな通知は出ております。その中で、使用ルールを持って同意書を作成するというようなところについては、ご意見としてお伺いしまして、また必要なことについては検討させていただきます。

長期休業中の学習ということで活用をというふうなお話も頂戴しているわけですが、このほど文部科学省のほうから出てきている学習保障に関わって通知が先般出たわけですが、その中においても、ICTの環境が整ってくるというそういう状況の中で、もし長期休業になった場合には、それを活用した学習ができるような整備体制を徐々に進めていくようにという、そういった内容が盛り込まれております。ですので、そうしたことから考えても、すぐというわけにはなかなかいかないわけですが、家庭に持ち帰って学習するということも想定した運用を当初から考えていると、ただし、すぐに持ち帰って何かというわけではなく、準備ができた学校、または学年から進めていくと、そんなことで今考えております。

様々なご指摘、また検討させていただきます。

教育長 よろしいですか。二村委員、どうぞ。

二村委員 ありがとうございます。

5ページになりますか、教職員用の9番の卒業・進級に関わるパソコンの管理についてというところに、パソコンの管理方法を各校でご検討くださいとありますけれども、またこの例が1、2、3と載っています。具体的に読みますと、かなり差があるようには思えるんですけども、これは各学校で検討するということになるのかなと思うんですが、前のページのパスワードは大切なものであって、自分以外の人には誰にも教えてはいけないというルールからは外れているものもあるのかなと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

学校教育課長 この例につきましては、やはり各委員さんから出された意見をなかなかまとめることができなかつた部分もあつて、こういった記載の仕方になってきたかと思えます。た

だ、根本にはやはりパスワードを外に出していくというのは大変危険性がありますので、そういったことのないような形を、少し今後、例の中で危険性があるようであれば、それを制限していくような記載をしなければいけないなというふうに感じましたので、検討はさせていただきます。ありがとうございます。

学校教育課教育指導室長 今課長が申し上げたように、様々な学校の実情があり、発達段階があるということで、当初からずっと例えば6年間同じパソコンを使用しているのがいいのか、学年単位でもって区切りをつけて、次の人に譲るという形にしたほうがそれぞれ丁寧に扱うのか、そういったところの議論で例を3点挙げさせていただいております。いずれにしても、根本は貸与されたパソコンを大事に使っていこうという、そういう気持ちを育てたいというのが背景にあります。

それで、パスワードの関係なんですが、箱物としてはそれぞれ違うものなんですけれども、入るときのアカウントというのは自分で持っておりますので、どのパソコンを使用してもそのアカウントで入っていくという形になりますので、管理上といいますか、それについては他のパソコンを利用しても自分のアカウントで入るといような、そんな形態になっております。ですので、ここに4番目と9番目の項目について、ちょっと読みづらいところがあるんですけれども、しっかりと管理はさせていただきたいなと思っております。

教育長 では、横内委員、お願いします。

横内委員 お願いします。

8ページの保護者向けのお願いを読んで思ったんですが、機器の操作やネットの知識等が個々の家庭で差があるので、不安に思う保護者もたくさんいるかと思うんですが、このお願いのお便りをもらったときに、困ったことや質問があるときはどこに相談したらいいんだろうと私はまず思いました。

もう一点は、お願いなので仕方ないかもしれないですけども、このお願いとかおやめくださいとか、そういうお願いと禁止の文言がとでもたくさんありますけれども、まず初めに1人1台パソコンを頂けるといことで、よりよい学びを得るために大切に使いたいと思えますということをおっしゃっていただきたいなと思ったのが感想です。

教育長 ありがとうございます。

学校教育課長 ご指摘いただきましてありがとうございます。貴重なご意見ですので、反映させていただきたいと思えます。

なお、これに先立ちまして、保護者の皆様に対しまして、今回小・中学生全員に1人1台

端末が整備されましたということと、これの利用を開始しますという趣旨のせんであって広報でも載せたような内容を、全保護者向けに3月に入りまして発送してございます。GIGAスクールの内容とパソコン、どんな機種が入ったとか、こういった形で学習に使っていききたいというような趣旨説明というんですか、そういったものは、あらかじめ保護者向けに3月に発送してございます。さらに、今回ご指摘いただいたとおり、保護者向け、家庭向けの8ページのものについては、もう少し丁寧な説明を加えて発送したいというふうに考えます。ありがとうございました。

教育長 全般を通した内容でありますでしょうか。

(発言する者なし)

教育長 では、今頂きましたご意見を取り入れた形で、もう少し練っていただくということで、この件については、異議なしということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 議案第2号 GIGAスクール用パソコンの利用に関するルールについては承認されました。

◎議案第3号 曇野市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則の制定について

◎議案第4号 安曇野市教育委員会告示で定める申請書等の押印の特例に関する要綱の制定について

教育長 次に、議案第3号、第4号でございますけれども、内容が関連しておりますので、一括でお願いしたいと思います。

議案第3号 安曇野市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則の制定について、議案第4号 安曇野市教育委員会告示で定める申請書等の押印の特例に関する要綱の制定についてを議題といたします。

担当より説明をお願いします。

学校教育課長 「安曇野市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則の制定について」「安曇野市教育委員会告示で定める申請書等の押印の特例に関する要綱の制定について」資料により説明。

教育長 学校教育課からの説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 では、この件につきましては、異議なしということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 異議なしでございますので、議案第3号 安曇野市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則の制定について、議案第4号 安曇野市教育委員会告示で定める申請書等の押印の特例に関する要綱の制定について、以上2件につきましてはご承認をいただきました。

◎議案第5号 安曇野市教育委員会事務局組織規則の一部改正について

教育長 それでは、議案第5号 安曇野市教育委員会事務局組織規則の一部改正についてを議題といたします。

担当より説明をお願いします。

生涯学習課長 「安曇野市教育委員会事務局組織規則の一部改正について」資料により説明。

教育長 生涯学習課からの説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 では、この件については、異議なしということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。議案第5号 安曇野市教育委員会事務局組織規則の一部改正については承認をされました。

◎議案第6号 安曇野市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部改正について

教育長 それでは、議案第6号 安曇野市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部改正についてを議題といたします。

担当より説明をお願いします。

生涯学習課長 「安曇野市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部改正について」資料により説明。

教育長 生涯学習課からの説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 では、この件につきましては、異議なしということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 議案第6号 安曇野市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部改正については承認されました。

◎議案第7号 安曇野市誌編さん専門調査会調査員の選任について

教育長 それでは、議案第7号 安曇野市誌編さん専門調査会調査員の選任についてを議題とします。担当より説明をお願いします。

文化課長 「安曇野市誌編さん専門調査会調査員の選任について」資料により説明。

教育長 文化課からの説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

教育長 では、この件につきましては、異議なしということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。議案第7号 安曇野市誌編さん専門調査会調査員の選任については承認されました。

◎議案第8号 安曇野市文書館運営審議会委員の委嘱について

教育長 それでは、議案第8号 安曇野市文書館運営審議会委員の委嘱についてを議題といたします。担当より説明をお願いいたします。

文化課長 「安曇野市文書館運営審議会委員の委嘱について」資料により説明。

教育長 では、ただいまの文化課からの説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

教育長 では、この件につきましては、異議なしということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。議案第8号 安曇野市文書館運営審議会委員の委嘱につい

ては承認されました。

◎議案第9号 共催・後援依頼について

教育長 次に、議案第9号 共催・後援依頼についてを議題といたします。

最初に、学校教育課関連の後援依頼について説明を願います。

学校教育課長 「共催・後援依頼について」資料により説明。

教育長 学校教育課より共催依頼1件、後援依頼1件について説明がありました。ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

横内委員 質問です。一番初めの「子どもの潜在能力を引き出す脳科学」講座、これについて、事務局のほうではお調べになりましたか。

学校教育課長 一応申請書に添付された資料につきましては、審査をさせていただきました。

横内委員 過去に多くの自治体の教育委員会の後援を受けていますので、内容や趣旨に問題はないと思われませんが、私、この講座の名前で検索してみましたところ、受講した方の複数の投稿がありまして、学校から子どもがもってきたプリントでこの講座をオンラインで受けた投稿があったんですが、3時間受講してから、最後には続きは有料講座にてと言われたと書いてありまして、この共催はマーケティング戦略の宣伝活動かなとお察ししましたが、そこまで事務局が調べた上で丸にしたのかお聞きしたんですが、いかがでしょうか。

学校教育課長 誠に申し訳ございません。ちょっとそこまでの検索を、審査をしないでしまいました。ご指摘いただいたところを、もう一度しっかり審査をさせていただきたいと思えます。申し訳ございません。

横内委員 お願いします。

教育長 では、この扱いについて、事務局。

学校教育課長 申請日は2月18日でございますが、開催日はまだ6月ということでございますので、次回定例会までにしっかり調べさせていただきます。よろしく申し上げます。

教育長 この後援依頼1件につきましては、取扱いでよろしいでしょうか。

教育部長 少し再度お諮りをさせていただきます。本来この申請者がこの後援、いわゆる名義使用をしたいということでの申請を受けておりますので、こういった例えば広報手段に安曇野市の教育委員会が使用されるのか、それはいつ頃なのかということがここでは判然といたしません。したがって、審査はしっかりやり直しをさせていただきます。

また、この申請者との期限等の関係についても併せて確認をさせていただきます。その上で、4月の定例会に上程させていただくことで足りるか、あるいはその前に判断をいただかなければならないのかを見極めさせていただきますので、場合によっては持ち回り審議等をお願いする場合がありますので、お含みおきをいただければというふうに思います。

教育長 では、本定例会では、ただいまの後援依頼1件につきましては取り下げるという扱いでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 それでは、共催1件につきましては、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

教育長 特に異議はございませんか。

(「はい」の声あり)

教育長 では、学校教育課関連の共催1件については承認をされました。

続いて、生涯学習課関連の後援依頼について、説明をお願いします。

生涯学習課長 「後援依頼について」資料により説明。

教育長 生涯学習課から後援依頼1件についての説明がございました。ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 では、この件につきましては、異議なしということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。生涯学習課関連の後援依頼の件は承認されました。

続いて、文化課関連の後援依頼について説明をお願いします。

文化課長 「後援依頼について」資料により説明。

教育長 文化課から後援依頼2件についての説明がございました。

ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 では、この件につきましては、異議なしということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。文化課関連の後援依頼の件は承認されました。

では、ここで10分間休憩をさせていただきます。ありがとうございます。

(休憩)

教育長 それでは、そろそろ再開をさせていただきます。

◎報告第1号 令和3年度安曇野市学校給食費会計歳入歳出予算の報告について

教育長 続いて、報告事項に移りたいと思います。

この報告事項につきましては、安曇野市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則に基づき、私が専決処分等を行った事柄につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第3項の規定により、報告させていただくものです。

それでは、報告第1号 令和3年度安曇野市学校給食費会計歳入歳出予算の報告について、担当より説明をお願いいたします。

学校給食センター長 「令和3年度安曇野市学校給食費会計歳入歳出予算の報告について」資料を読み上げ。

教育長 では、報告第1号について、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

二村委員 お願いします。

4センター全体で令和2年よりも290万円の減で、4億6,700万という数字なんですけど、単価については小・中共に今年度と同額なんですか。衛生管理を徹底していただいて、工夫を重ねて安全・安心な給食の提供をお願いしたいと思いますが、金額がどうなっておられるかどうかだけ教えてください。

学校給食センター長 給食費につきましては、昨年と同額で、小学校が1食280円、中学校が330円ということでございます。

教育長 他にございますでしょうか。

(発言する者なし)

教育長 では、この件については、異議なしでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 報告第1号 令和3年度安曇野市学校給食費会計歳入歳出予算の報告については了承されました。

◎報告第2号 学校給食への特別栽培米の使用について

教育長 それでは、報告第2号 学校給食への特別栽培米の使用について、担当より説明をお

願います。

学校給食センター長 「学校給食への特別栽培米の使用について」資料を読み上げ。

教育長 報告第2号について、ご質問、ご意見等ございましたら願います。

横内委員 願います。

いま一度整理をしたいので、改めてこの案が持ち込まれた経緯をセンター長から説明してもらえますでしょうか。

学校給食センター長 それでは、12月の定例会のときに出させていただいた経過をちょっともう一度お話しするような形になるかと思えますけれども、まず、10月の下旬に小林純子議員さんより、電話で有機米の学校給食への提供について相談をしたいということがありました。

その後、11月6日に市役所において、小林議員さんをはじめ北アルプスイのちと食の会の役員2名、3名の方と、こちら教育委員会の事務局、それから農政課の職員で有機米の提供についての話し合いを持ちました。このときには、学校給食への有機米を本年は1回分、1回学校給食へ提供したいという申出がありました。お米がそれくらいしかないということでありましたので、1回使っていただきたいという話でございました。それで、有機米につきましても、市場の価格よりも約2倍の価格にしております。ですので、その差額については、その倍の値段では私たちは買えないということで、その差額につきましてもこの団体のほうで自分たちで寄附を集めて、その差額を埋めて提供したいということでもございました。

その後、何回かのやり取りの中で、最初は1月24日の学校給食の日に市内全センターでお米を提供したいということでもありましたけれども、運営委員会、それから教育委員会のほうでももう少しこれは検討しなければいけないのではないかとということで、運営委員会に2回、そして教育委員会にも2回諮らせていただきまして、その間、先ほどお話ししたように残留薬物の検査とか、それから精米の状態等々を精査してきたということでもございます。

そして、3月12日の第5回の運営委員会のほうで報告させていただきまして、試食をしていただいて、提供してもいいのではないかとというふうな承認を受けたということでもございます。

横内委員 では、その提供したいという狙いというか思いとかは、どういったことで提供したいという申出があったのでしょうか。

学校給食センター長 この北アルプスイのちと食を守る会というのは、氾濫する化学物質に警鐘を鳴らし、少しずつでも減らしていこうと、これは去年の1月に発足したと。その取組の一つとして、学校給食に有機米を提供したいというようなことでございます。子どもさんの

心身の健全な発育に化学物質を極力使わない安全な食べ物を提供したい、そういうような趣旨で活動されている団体だということです。

横内委員 ありがとうございます。整理ができました。

家庭でも学校給食でも子どもたちに安全な食べ物を食べさせたいというのは、私も思っていますし、多くの人がそう思っています。地元の安全な食材を知ってほしいと願っていますし、地元産の有機米といえば保護者の関心も多分高いだろうと、それを学校給食に使うということになれば、関心も高いだろうと思います。

先日の学校給食センター運営委員会で、今回のことに慎重であってほしいという意見を申し上げましたが、有機米とか有機野菜を取り入れることに異を唱えているのではなくて、今回の件に関していえば、子どもたちのために有機米を食べさせてあげたいという思いよりも、生産者サイドの自分たちが作った有機米を是非使ってほしい、採用してほしいといった思いが表に出てきている感じがあって、また、この提案から、給食に採用しようとしていく過程が拙速で、そこに不信感をととても抱いてしまいました。給食センターは初めからこの提案されたお米を使うことありきで進めてきたのかなと思えてしまったんです。

今後、お米に限らず、生産者や、また有機農産物がこのように提案があった際に、信頼が十分に置けるかということはもちろんですけれども、給食センターがどう対応していくのかということも大事だなと思いますが、その点に関してはいかがですか。

学校給食センター長 今回のお米でということでございますけれども、あと給食センターとしましては、毎年それは無料で頂いたんですけれども、菜種油とか、それからひまわり油とかを頂いて、それも成分分析をしまして、給食センターの調理に使用させていただいております。それにつきましても、それを使ったときには各学校に、今日はこういうものをこういう人たちが作って、ひまわり油、あるいは菜種油というもので揚げた食材ですよというふうな説明をしておりますので、今回も横内委員さんが言われることも非常によく分かります。ちょっと商業的な臭いがするんじゃないのかなというのもあるんですけれども、私たちとすれば一応1回ということで、今回有機米というか有機の肥料も使わず、それから農薬も使わず作ったお米という、こういう選択肢もあるんだよということで、子どもさんたちに提供して、こういうお米もあるというような学習といえばおかしいですけれども、そのような形で提案していければというふうに考えております。ですので、給食センターとすれば、一応安曇野市内でできたお米でございますので、安曇野の日にこのようなお米もあるよということで紹介させていただければいいかなというふうに考えております。

横内委員 分かりました。ありがとうございました。

教育長 では、二村委員、どうぞ。

二村委員 お願いします。

12月の定例会において、4センターで使用できる1回分のお米を北アルプスいのちと食の会というところから買い取り、一応お試しという要望に沿って使用したいというセンター長からの説明を頂きました。そのときは、当時、先ほどセンター長からお話があったように、有機米という表示でした。有機米と言われている農薬や化学肥料を使用しないお米という報告だったので、すごいものを作っているんだなとは思いましたけれども、今回3月定例会の報告には、特別栽培米の使用についてとなっています。

特別栽培米という名前については、無農薬や無肥料というような消費者が誤ったイメージを持たないように指定されている表示です。先ほど説明いただいたように、有機米と特別栽培米とは全く別物です。そして残留農薬の検査を今回しっかりしていただいています。生産する際に環境への負荷を低くするために生産者はとても努力をされていて、残留農薬の不検出は当然の結果だと思います。

給食センターに納める食材というのはいろんな条件があって、必要な量を期限までに準備して、また作業をしやすいように大きさや形についても要望を出されて、地域で野菜を作っている生産者の方々が納品をしたいであるとか食育に役立ててほしいと願っても、諦めなくてはならなかったという経験があります。今回、ハードルが意外と低いんだなと感じました。その時々で変わってしまうことで、これから先に起こるかもしれないことに対しては心配をしています。もっと重く考えてほしいなと思います。

また、学校給食センター運営委員会において、単に賛成だけの意見が出されたわけではないと思いますので、その貴重な意見や12月の定例会の意見も含めて、以降、同様の事例が出たときの対応もきちんと検討しておくことをお願いしたいと思います。

センター長が有機米の方々の代弁をしているのを伺いましたけれども、知っていたのに有機米を提供したいということで申請が出た、けれども、お金がかかってしまうのでそのまま有機米としたということで、申請者が知らなかったのではなくて、知っていたのに何か他に意図があったのでしょうか。ちょっと考えられないようなことだったと私は捉えています。

学校給食センター長 申し訳ございませんが、私のちょっと不勉強で、有機米というのはこういう農薬を使っていない、あるいは化学肥料を使っていなければ有機米というふうに称していいというふうに、私もちょっと認識が甘かったことでございます。そして、運営委員さん

の中でやはり農業に詳しい方がおられて、その方にご指摘をいただきまして、有機米というのを表示するためにはこういう認証を取らなければ正式には言えないんだよということを言われまして、調べましたところ本当にそうでありました。ですので、今後この有機米だけではございませんけれども、いろいろな食材につきましてもっと勉強して、慎重な対応を取っていきたいと思います。ありがとうございました。

二村委員 よろしくお願ひします。

教育長 他にございますでしょうか。

唐木委員 お願いします。ちょっと今までお聞きしたことから、今回1回のみ使用と、安定的な供給ではなくて、1回のみ使用ということになるのでしょうか。ちょっとその使用実績というのは、1回使用しても10回使用しても使用実績は使用実績なんですけれども、その辺はどうなるのでしょうか。

学校給食センター長 今回提供できる量としましては、各小・中学校に1回分のお米だけしかございませんので、その供給で終わりということでございます。

唐木委員 次年度以降とか、今回は令和2年産米ですよね。だから、令和3年産米とか令和4年産米とか、そういうような形で継続して供給がされていくのか、それとも令和2年産米に関してのみ供給しますよということなのか、その辺はどうなんでしょう。

学校給食センター長 今回1回のみというふうに考えております。継続的ではないということで、あくまでもこれはこういうお米もあるという紹介ということでやらせていただきたいと思っておりますので、継続はしない予定です。

唐木委員 この資料の後ろのところに、ただし書きの部分でありますけれども、今回の使用を販売宣伝には使用しないことを生産者に了承させるということが、運営委員会のほうの協議の中で出てきたということで、学校給食に利用されたということが、今後の会の活動とか、それから違ういろんなものの販売にも関わってくるのかと思うんですが、この部分というのはどういうふうにセンターのほうでは解釈していますか。

学校給食センター長 これに関しましては、委員さんのほうから、要は学校給食に使ったことをうたって販売の宣伝に使われてはまずいんじゃないかということで、生産者に注意をしてほしいというお話がありました。私どもとしては、あくまでもこういうお米もあるという食育の観点からの提供というふうに考えておりますので、そのようなスタンスでということをやりたいというふうに考えています。ですので、学校へ出すお便りにつきましても、そのような内容で書いて子どもさんたちに提供したいというふうに考えております。

唐木委員 お願いします。

そういうことであれば、文章等も非常に慎重な対応が必要かなというふうにも思いますし、生産者の方との確認も十分に行っていただくということなのかなと、運営委員会のほうでも利用を承認したということでもありますので、運営委員会のほうを受けて、そしてわざわざ付帯事項がついておりますので、十分に給食センターとして慎重な対応が求められるのかなということを思います。

教育長 ありがとうございます。

他にございますでしょうか。

横内委員 もう一度お願いします。今の唐木委員の質問に関連して、北アルプスいのちと食の会というところに出た意見、特別栽培米の販売の宣伝には使用してほしくないということは伝わっているのでしょうか。

学校給食センター長 今日は教育委員会のほうでご報告して、これで承認していただければ、それをもって正式に伝えたいというふうに考えております。

横内委員 先日の運営委員会では、たった1回でも提供されたという事実が、この有機米は安曇野市の学校給食で採用していただきましたといったような文句で、営利の目的で利用されたりしないかなと心配を持ったわけなんです、そのことは今でも心配であります。よろしくお願ひしたいと思います。

教育長 ただいまいろいろな意見を頂戴いたしましたけれども、ご意見の中には、同様の思いをいただいたときに断れなくなるのではないかとのご心配のご意見があったかと思ひます。今回こういうものもあるんだということで使うということが、では来年もといったときに断る理由になるのかどうかということもございますので、その辺の学校給食にどういう食材をどういうふうに入れられるかというようなところの考え方、基準も含めてですが、明確にしておく必要があるのかなと思ひます。その辺を事務局としてきちんと対応を考えた上で、今回のことに踏み切るということになるかと思ひます。

なお、寄附を募った上で通常の米の価格で納入するということでもありますので、その寄附の状況がどうなのかということはまだ分からないわけですか。

(「はい」の声あり)

教育長 ですので、そんなところも今後しっかりと、先ほどの付帯意見のことも、それをきちんと守っていただけるかどうかという担保も必要かと思ひますので、そんなことがきちんとできた上でいつの給食に使用できるかというようなことになってくるかと思ひますので、ま

た途中経過をこの会でもご報告いただくということにしたいと思います。

そんなことで、方向性としてはお認めいただけるということでもよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 それでは、報告第2号 学校給食への特別栽培米の使用については、承認をいただいたということでございます。

◎報告第3号 後援依頼の教育長専決分の報告について

教育長 報告第3号 後援依頼の教育長専決分の報告についてでございますが、最初に、学校教育課関連の説明をお願いいたします。

学校教育課長 「後援依頼の教育長専決分の報告について」資料を読み上げ。

教育長 続いて、生涯学習課関連の後援について説明をお願いいたします。

生涯学習課長 「後援依頼の教育長専決分の報告について」資料を読み上げ。

教育長 続いて、文化課関連の後援について説明をお願いします。

文化課長 「後援依頼の教育長専決分の報告について」資料を読み上げ。

教育長 では、報告第3号につきまして、委員からのご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

教育長 それでは、この件につきましては、異議なしということでもよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。報告第3号は了承をいただきました。

◎報告第4号 教育部 各課報告

教育長 続いて、報告第4号 教育部の各課報告に移ります。

最初に、学校教育課からお願いします。

学校教育課長 「教育部 各課報告」について資料を読み上げ。

教育長 学校教育課からの報告について、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

教育長 学校教育課の報告についてはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 では、続いて、生涯学習課からお願いします。

生涯学習課長 「教育部 各課報告」について資料を読み上げ。

教育長 では、生涯学習課の報告について、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

唐木委員 お願いいたします。

1点目は、1年半以上かけた聖火リレーの計画、本当にお疲れさまです。今お話を聞いていて、うまくいけばいいなということを思いました。

2点目ですが、88ページに関わってであります。88ページの公民館のところですけども、3か所に中央公民館の位置づけについてというのを議題にされているわけですけども、一番主な課題としてこの議題にされているのはどのようなところなのか、差し支えのない範囲で教えていただければと思いますが。

生涯学習課長 すみません、ご報告といたしますか、今日提示しなければいけないところでした。すみません。

公民館の位置づけについて、過去、公民館運営審議会なり社会教育委員の会議でも、昨日もありましたけれども、説明させていただきました。今ご意見を聞いているところでありますが、一つには、中央公民館の条例上の位置が、今条例上では穂高の公民館の場所に中央公民館があるという形になっております。ですので、それについては現状と合っていないということで、それを解消するというのが1点、それと、中央公民館と他の地域のところに分館という形になっているんですけども、その分館という扱いが正しいのかどうかということ、ちょっと県のほうのアドバイザー等からあって、それは今中央公民館、今のはあるんですけども、それは基幹の館としてあるんですけども、地域公民館は分館ということではなくて、本館の位置づけではないかということ、中央公民館は全市的に網羅する公民館であって、同等に地域の公民館も各地域を把握する公民館であって、名前的には分館ということではなくて、分館という位置づけは本来自治公民館といいますか、豊科だったら私どもがいる重柳公民館だとか、そういう位置づけのほうが、それが正しいんだよということをご指摘がありますので、そこら辺のところを解消していきたいということでご意見を聞いております。

まず、中央公民館の先ほどの位置づけについては、本来本庁の生涯学習課の課長が中央公民館長を兼ねておりますので、この本庁に置こうということがあったんですが、ここは社会教育施設ではないと、本庁は。社会教育施設としては、どういうものかということ、人と事業、

施設がなければいけないと、その施設は貸し借りができる、夜でも自由に貸館ができるような施設で、ここは本庁ではないということですので、社会教育施設としては位置づけられないということなので、ここへ中央公民館を位置づけることはちょっとまずいということでもありますので、事務局の案としては、大きなホールを持っている豊科公民館で、公民館大会も行いますし、全市的な行事も大ホールで行うということでもありますので、豊科公民館に中央公民館を位置づけるという形で、ですけれども、今現在では館長は生涯学習課長ですので、そこには在駐しないんですけれども、位置的には中央公民館は豊科公民館に置きたいと、条例は穂高のところから豊科に移すという形はどうかというご提案、それと、先ほどの分館については、中央公民館を基幹館としてその中に本館という位置づけになりますけれども、同等で地域で使う館を位置づけるということで、分館という形はそれぞれの地域公民館を分館扱いという形で考えていけるかどうかと、今現在は分館では名残で分館対抗というか、公民館でいろいろな行事も、球技大会をやったりして、分館対抗ということで、今分館という形が非常に分かりづらいところがあるので、そこら辺のところは今の地域公民館は条例上分館となっていますが、それを廃止しましょうという形でご提案しております。

そこで、昨日も社会教育委員の会議では、今の私が説明した内容で同意といたしますか、あまり反対の意見はございませんでした。ですけれども、分館についての話については、もうちょっと名称も含めて検討が必要だということで、ご意見はこれからまた考えていくという形になりますので、一応今のところはそういうところでございます。また次回、委員会のほうで報告させていただきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

教育長 他にございますでしょうか。

(発言する者なし)

教育長 では、生涯学習課の報告についてはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 では、文化課から報告をお願いします。

文化課長 「教育部 各課報告」について資料を読み上げ。

教育長 文化課からの報告について、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

唐木委員 お願いいたします。

バーチャルミュージアムですが、これから発展していきだろかなということが期待されるものを作ってください、ますますブラッシュアップされていくことの期待を持ちました。今後のところになりますけれども、やや文字情報が多いとか、スクロールも少しスムーズでは

ないところもあったりするような気がするんですが、是非いいものになっていけばいいなというふうに思いました。ご期待申し上げます。

2点目ですが、市誌編さん専門調査会の会議録を大変興味深く読ませていただきました。本当に具体的な編さん段階の議論がなされていくと、やっぱりものをつくっていくのは大変なことだな、また、調査委員の方々は本当にすごい労力をかけていっていただくのかなというところで、期待とともに委員の皆さんにご敬意と感謝の気持ちを持ちました。

一つ教えていただきたいことなんですが、この全体の議論にも関係するんですけども、1月の定例会のときに、市誌の編さん構想の中でとても期待しているところが、市民と共に作り生かす市誌、市民参加の在り方というのを議論されて、それを基本方針にしていたわけなんですけれども、今回の提供していただいた議事録の中に市民参加ということはあまり見られないわけなんですけれども、今後安曇野市が作っていく市誌の一つの大きな方向性、特色なのかなというふうに私は捉えているんですが、それについては課長のほうはどんなふうな見通しを持っているのか、ちょっとお聞かせ願えたらと思いますが。

文化課長 ありがとうございます。

まだ具体的には動いてはいないんですけども、まず一つは、まずは民俗編だったと思いますが、これから調査がなされていく中で、様々な発見があったりだとかこんな形で進んでいますよというのを、まずバーチャルミュージアムの中で、今民俗編の調査を行っています、そしてこんなふうに調査が進んでいますということを、紹介をどんどんかけていきたいというふうに考えています。それによって市民の皆さんのほうも興味を持っていただくかなということ。

それともう一つ、5月くらいに民俗のほうは聞き取り調査を考えています。今各地区の代表の方といますか、多分この地区だったらこの方に聞いたらいいかなという方たちをピックアップしておりますが、その方たちに来ていただいて、そこに調査員の方たちが入って聞き取り調査を行う、あるいはこれから多分出てくるのは、お写真だとかおうちで持っている昔の書類みたいなもの、それを提出していただきたいという投げかけを行います。それについて持ってきていただいたり、うちにありますよという方には出かけていってお話を聞いたりだとか、そういった様々な調査について、バーチャルミュージアムの中で今日はこういうことをやりました、ああいうことをやりましたという形で、フェイスブックになるんですか、中でご紹介できたらなど。

それと、あとは進んでいく段階での講座関係です。市民の皆様に向けての講座、そしてそ

の講座の中で聞き取りができれば、私が小さい頃はこうだったというような聞き取りができれば、それも一緒に聞き取りをしながらとか、様々な市民の方の参画も考えられるかと思うんですけども、まだ具体的にどうこうというわけではないんですが、今思い浮かぶ限り、あるいは委員の先生方のお話の中ではそんなお話が出ています。

この間の成相地区を巡見したんですけども、ある古老の方に自分の小さな頃、中学生くらいですか、昭和20年代の町並み、どこにどんなお店屋さんがあったというのを描いてもらって、それを各委員の人たちに配って、そしてその地図を見ながら巡見したりとか、あるいはNPOのふるさとづくり応援団の皆さんがいるんですけども、その方たちも一緒に交えて巡見をして、その方たちの知識も委員の皆さん、委員の皆さんといっても皆さん地元の方たちばかりじゃないものですから、松本にお住まいの方だったり、大学の先生だったりとかそういう方たちもいるものですから、そういう方たちに地元を知ってもらうということもあるものですから、そういう地元で生きていらっしゃる皆さんたちから、生活をしていらっしゃる皆さんからそんな話も聞きながら巡見をしたというような形であります。そんなところでございます。

唐木委員 ありがとうございます。期待をしたいと思います。

それで、すごく細かいところになっちゃうんですけども、バーチャルミュージアムというか、市のホームページのところからすぐ入っていけるよということで、多分スマホ版は割とスムーズに入れるんですけども、パソコン版はちょっとくぐっていかないと入れないのかな。それで、画面を見ているときにやっぱり文字が多いものだから、スマホはすごく見にくいんです。今日パソコンで見てみたら、あれ、これはどこから入るんだろうということで、文化課の中からしか入れなかったんですけども。

文化課長 ホームページのトップ画面がありますね。その一番下段のところになんかあって、そのページの次のページなんです。なので、その下でスクロールしていただくと、右からこう出てくるような形で、そこにバーチャルミュージアムが出てきます。

唐木委員 パソコン版も同じ。私がでは見落としたのかもしれないね。分かりました。期待しております。

教育長 他にございますでしょうか。

(発言する者なし)

教育長 それでは、文化課の報告についてはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。報告第4号の教育部の各課報告は了承いただきました。大分時間が経過しておりますが、休憩したほうがよろしいですか。ちょっと休憩しますか。では、あの時計で4時半頃まで休憩いたします。

(休憩)

教育長 それでは、再開をさせていただきたいと思います。

以降の議題につきましては非公開といたします。

大分お疲れのことと思いますので、説明のほうは要点的にお願いできればと思います。

(以後、非公開)

◎報告第5号 令和2年度児童生徒の指定校変更及び区域外就学者

◎報告第6号 教育長報告

(以後、公開会議)

◎その他

(1) 最近の新聞紙上における教育委員会関連記事の報告について

教育長 では、その他の事項を取り扱います。

参考としまして、今回も教育委員会に関連する新聞記事を配付させていただきました。

(3) その他

教育長 その他の事項に移ります。委員の皆様、また事務局からありましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

教育長 ないようでしたら、以上で本日の定例会に付議させていただいた案件は全て終了いたしました。

委員各位にはご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

◎閉 会

教育部長 以上をもちまして、安曇野市教育委員会令和3年3月定例会を閉会といたします。

大変お疲れさまでございました。